

西武池袋線(練馬高野台駅～大泉学園駅間)の連続立体交差事業及び  
同線(練馬高野台駅～石神井公園駅間)の複々線化事業 見解書概要

1 事業者の名称及び所在地

(1) 事業者

名 称 東京都

代表者 東京都知事 石原 慎太郎

所在地 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

名 称 西武鉄道株式会社

代表者 取締役社長 小柳 皓正

所在地 埼玉県所沢市くすのき台一丁目 11 番地の 1

(2) 環境影響評価の実施者(都市計画を定める者)

名 称 東京都

代表者 東京都知事 石原 慎太郎

所在地 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

2 対象事業の名称及び種類

名 称 西武池袋線(練馬高野台駅～大泉学園駅間)の連続立体交差事業及び同線(練馬高野台駅～石神井公園駅間)の複々線化事業

種 類 鉄道の改良

3 対象事業の内容の概略

本事業は、西武鉄道池袋線の練馬高野台駅付近から大泉学園駅付近までの約 2.7km を連続立体交差化するとともに、練馬高野台駅付近から石神井公園駅付近までの約 1.2km を複々線化し、併せて高架式で整備するものである。これにより、9箇所の踏切をなくし、交通渋滞及び地域分断の解消並びに鉄道の輸送力増強を図ろうとするものである。

対象事業の内容の概略は、表 1 に示すとおりである。

表 1 対象事業の内容の概略

項 目	内 容
事 業 区 間	起点：練馬区高野台一丁目 終点：練馬区東大泉五丁目
事 業 延 長	約 2.7km (高架橋 約 2.3km、擁壁 約 0.3km、地平 約 0.1km)
構 造 形 式	高架橋、擁壁及び地平
対 象 駅	石神井公園駅
踏 切 解 消 数	9 箇所
工 事 予 定 期 間	約 8 年間

#### 4 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

環境影響評価書案について提出された都民からの意見書及び事業段階関係区長である練馬区長からの意見の件数の内訳は、表2に示すとおりである。

これらの主な意見とそれらに対する事業者の見解の概要は、表3及び表4に示すとおりである。

表2 意見等の件数の内訳

意見等	件数(件)
都民からの意見書	5
事業段階関係区長からの意見	1
合計	6

表3 都民の主な意見の概要と事業者の見解の概要

主な意見の概要	事業者の見解の概要
<b>1 騒音・振動</b>	
鉄道建設工事完成後は、連続立体高架化に伴う鉄道騒音・振動をできるだけ抑制され、鉄道公害を最小限にとどめることを最優先されることを強く望みます。	鉄道騒音・振動の低減を図るため、ロングレールの採用、レールの重量化、遮音壁の設置、弾性バラスト軌道の採用、レール研磨、車輪及び車両の整備等の保守作業を十分に実施していきます。
建設工事による騒音・振動などによる住民及び利用者への影響を最小限にとどめるとともに、「工事の安全性」について細心の注意を払うことが何より大切だと思います。	工事の実施に当たっては、最新の技術の導入、低騒音・低振動の工法・機械の採用などを行い、騒音・振動の低減に努めます。 また、歩行者の安全を図るため、仮設通路のバリアフリー化、工事用車両の運行の分散化・平準化、交通誘導員の適切な配置等の安全管理を行います。
<b>2 日影</b>	
鉄道の高架化による日影の影響をどのように緩和するのが課題である。	本事業では、鉄道施設の構造及び高さに配慮するとともに、地域ごとに設定されている規制を満足するように事業区間の北側に道路幅員6mから10mの側道を設けます。
<b>3 景観</b>	
高架建造物は、石神井公園らしく周辺建物と調和したデザインにして欲しい。また将来を見据えた「まちの景観」に十分配慮して頂きたい。	高架橋が周辺景観に溶け込むよう、練馬区都市計画マスタープラン等に配慮しながら事業を進めていきたいと考えています。 なお、駅舎は、まちづくりの大きな要素となることから、練馬区及び関係機関とも協議しながら検討を行っていきます。
<b>4 電波障害</b>	
鉄道高架化事業に伴って電波障害はかなり広範囲に影響が出ると思います。その対策と補償は、永年にわたって完全に行うこと。	本事業の実施に伴う鉄道構造物及び列車走行により障害が発生したと確認された場合には、ケーブルテレビによる受信対策等を行うことにより、受信障害の状態を解消していきます。
<b>5 その他</b>	

高架下の利用方法については、地域住民及び駅利用者の意見を十分尊重されることが大切である。例えば、駅前広場、公立駐車場、同駐輪場、保育所、誰でもトイレの設置などを配慮したものとする。

高架下の利用については、地元住民の皆様の意向も考慮し、関係機関と協議しながら検討していきたいと考えています。

なお、石神井公園駅については、旅客サービス施設として、昇降のためのエスカレータ及びエレベータの設置、さらには誰でもトイレの設置等によるバリアフリー化を行っていきます。

表 4 事業段階関係区長の主な意見の概要と事業者の見解の概要

主な意見の概要	事業者の見解の概要
1 全般的事項	
<p>環境影響評価書案に記載された環境保全のための措置を、確実に実行するとともに、事業施行時点における技術進歩等を踏まえた対策を可能な限り追加実行して、環境の保全により一層努められたい。</p>	<p>本事業では、環境影響評価書案に記載した環境保全のための措置のみならず、事業段階における技術進歩等を踏まえた対策を採用したいと考えています。</p>
2 騒音・振動	
<p>事後調査において評価の指標を超える騒音が観測された場合及び地域住民から申出等があった場合は、地域住民の意見を聴きながら、必要な箇所において個別の対策も実施するよう願いたい。</p>	<p>本事業では、ロングレールの採用、遮音壁の設置、車輪及び車両の整備等の保守作業の十分な実施等、騒音対策を講じる予定です。 さらに、事業実施に当たっては、さらなる騒音の低減に努めたいと考えています。</p>
3 電波障害	
<p>地上デジタル放送については、最大出力での送信が開始される平成 17 年末以降に、現地調査および予測を行うとされているが、この結果を、地域住民に周知する措置をとられたい。</p>	<p>地上デジタル放送については、平成 17 年末以降に、現地調査等を実施し、影響範囲を精査したいと考えています。調査結果につきましては、事後調査報告書等で公表する予定です。</p>
4 景観	
<p>高架橋・駅舎部分の外壁及び駅舎の形状・意匠の検討においては、地域住民等の意見を聴きながら進めることとされたい。</p>	<p>高架橋・駅舎部分の外壁については、工事説明会等を通じて、地域住民等の御意見や御要望をお伺いし、地元区とも協議の上、検討していきたいと考えています。</p>
5 その他	
<p>工事の施工にあたっては、公害の発生を極力抑え、また、歩行者等の安全に留意するとともに、工事内容、時間等を周辺住民、周辺公共施設等に周知するよう努められたい。</p>	<p>工事の実施に当たっては、最新の技術の導入、低騒音・低振動の工法・機械の採用などを行い、騒音・振動の低減に努めます。 また、歩行者の安全を図るため、仮設通路のバリアフリー化等の安全管理を行います。 なお、工事の実施に当たっては、事前に看板、チラシなどで周知を図ります。</p>